

# 川崎市無料低額宿泊所指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「市」という。）における社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第2項第8号に規定する生計困窮者のために無料又は低額な料金で利用させることを目的とした宿泊事業（以下「無料低額宿泊所」という。）に対し市が指導検査（以下「検査」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱による検査の対象は、川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営基準に関する条例（令和元年川崎市条例第37号。以下「条例」という。）第3条に規定する施設であり、法第68条の2の規定による事業開始の有無は問わない。

(検査の目的)

第3条 検査は、条例と無料低額宿泊所に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、無料低額宿泊所の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、適正な宿泊所の運営と利用者の保護を目的に行う。

(実施方法)

第4条 検査は、条例やガイドラインの規定の他、無料低額宿泊事業等に関して国から発出される基準及び指導検査指針等の通知等に基づき実施する。

2 検査を効率的に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。

(1) 指導検査における重点事項

(2) 年間指導検査実施計画

(実施体制)

第5条 検査は、健康福祉局生活保護・自立支援室職員により検査班を編成して実施する。

2 検査班に班長を置き、班長には係長級以上の職員をもって充てる。

(指導検査の種類)

第6条 検査は、一般指導検査と特別指導検査とする。

(一般指導検査)

第7条 一般指導検査は、第4条第2項第2号に規定する年間指導検査実施計画に基づき実地又は書面により毎年度実施する。

2 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所の運営等に問題が発生した場合、又は問題発生のおそれがあると認められる場合は、一般指導検査を随時実施することができる。

3 一般指導検査は、以下の項目について実施する。

- (1) 施設(建物・設備)
- (2) 諸規程
- (3) 職員
- (4) 利用者処遇
- (5) 苦情対応
- (6) 防災対策
- (7) 関係機関及び地域との連携
- (8) 会計経理
- (9) 予算の編成・執行
- (10) 決算
- (11) その他

4 一般指導検査の実施にあたっては、事前に日時、場所等を無料低額宿泊所の事業者へ文書で通知する。

なお、一般指導検査を効率的に実施するため、無料低額宿泊所に対し事前に資料の提出を求めることができる。

5 一般指導検査を実地において行った場合は、実施場所等において、その結果について無料低額宿泊所の管理者に対し講評を行う。

(一般指導検査の基準)

第8条 一般指導検査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする指導検査基準を別に定める。

(特別指導検査)

第9条 特別指導検査は、一般指導検査における度重なる指導によっても是正改善が認められない場合、無料低額宿泊所の運営に重大な問題がある場合など、問題等の内容に応じ実地において行う。

(指導検査結果の通知等)

第10条 検査の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、無料低額宿泊所の事業者に文書で通知する。

- (1) 基準等に関する法令又は通知（以下「法令等」という。）に違反する場合は、軽微なものを除き、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告を求める。
- (2) 基準等に関する法令等に違反する場合で軽微なもの及び基準等に関する法令等以外の法令等に違反するものとして、実地にて口頭で指摘した場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、無料低額宿泊所の事業者による自主的な是正又は改善を指導する。なお、改善報告の提出は不要とする。

(事業の制限又は停止命令)

第11条 前条第1号の文書指示事項について、正当な理由がなく、改善についての指導に従わず、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、法第71条に基づく改善命令の措置を講ずるものとする。

2 法第71条に基づく改善命令に従わない場合は、個々の内容に応じ、法第72条に基づく事業の制限、停止命令の措置を講ずるものとする。

3 前項の他、次の各号に掲げる場合には、法第72条に基づく事業の制限又は停止命令を行うことがある。

- (1) 法第68条の2により届け出た事項に重大な変更があった場合において、変更の事実を隠蔽するなど意図して届出を行わなかった場合
- (2) 法第70条の調査等について、報告の求めに応じない又は虚偽の報告を行った場合、調査等を拒否や妨害、忌避した場合
- (3) 不当な営利を図り、又は利用者の処遇について不当な行為を行った場合
- (4) 利用契約時において書面を交付しなかった場合
- (5) 事業の内容等について誇大広告等がされている場合

4 前項第3号に該当する場合は、次の各号に掲げるものとし、入居者保護

観点から、指導や改善命令等を経ずに、法第72条の規定に基づき事業の制限停止命令を行うことがある。

- (1) 契約に基づかない曖昧な名目での不当な料金の受領
- (2) 強制的な契約の締結や、不実の告知、不利益となる事実の不告知など、不当な手続による契約の締結
- (3) 入居者からの契約解除を認めない、契約解除等に際して損害賠償額をあらかじめ設ける等、不当な契約条項を盛り込んだ契約の締結
- (4) 契約に基づかない、又は強制的な契約による金銭管理
- (5) 入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為

5 事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、法第131条の規定による告発を検討する。

6 第3項第3号及び第4項各号の規定は法第68条の2の規定による事業開始の届出を行わずに運営されている無料低額宿泊所にも適用する。

(日常生活支援住居施設)

第12条 実地指導検査の対象となる無料低額宿泊所が生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設として認定されている場合には、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号）第24条第1項に基づく日常生活支援住居施設に関する調査等もあわせて実施することができるものとする。

2 前項の調査等は、入居者の保護の実施機関である福祉事務所と連携するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。